

防衛分野における主な課題

宮崎 雅史

(外交防衛委員会調査室)

1. 自衛隊の中東派遣
 - (1) 閣議決定に至る経緯
 - (2) 自衛隊による情報収集活動
2. 防衛関係費
 - (1) 防衛大綱・中期防2年度目の防衛力整備
 - (2) 在日米軍関係経費
3. 宇宙領域における能力強化
4. 総合ミサイル防空能力
5. 普天間飛行場移設問題
 - (1) 辺野古沿岸部の埋立承認の撤回をめぐる訴訟
 - (2) 埋立海域への土砂投入、地盤に係る設計・施工の検討

本稿では、我が国の防衛における当面の主な課題として、中東情勢の変化を受けて決定された自衛隊の中東派遣に加え、防衛大綱・中期防¹2年度目に当たる2020年度防衛関係費、防衛大綱の重視する宇宙領域における能力強化や総合ミサイル防空能力のほか、普天間飛行場移設問題について概観する(2020年2月4日²脱稿)。

1. 自衛隊の中東派遣

(1) 閣議決定に至る経緯

中東地域においては、国際的緊張が高まる中、船舶が攻撃等を受ける事案が発生している。2019年6月13日には、オマーン湾において日本関係船舶が攻撃を受ける事案が発生したが、本事案について米国がイランの関与を主張する一方で、イランは否定している。

2019年7月以降、米国は航行の自由と中東の海洋安全保障の確保を掲げ、「海洋安全保

¹ 「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」(いずれも2018年12月18日国家安全保障会議決定・閣議決定)

² 本稿におけるホームページ情報の最終アクセスも同日である。

障イニシアティブ」への各国の参加を呼びかけたところ、英、豪、バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦及びアルバニアが参加を表明した（2020年1月末時点）。同イニシアティブの下、2019年11月にバーレーンに司令部が発足し、活動が開始された。作戦名は「オペレーション・センチネル」、その目標は、公海（ペルシャ湾、ホルムズ海峡、バブ・エル・マンデブ海峡、オマーン湾）における海洋の安定の促進、航行の自由の確保、緊張の緩和とされ、参加国間の調整等を通じて参加国の艦艇が自国籍船舶の護衛を行うことが可能とされている。

一方、我が国は2019年10月18日、国家安全保障会議において、中東地域の平和と安定及び我が国に關係する船舶の安全確保のため、我が国として独自の取組を実施していく方針が確認され³、同日、菅内閣官房長官が発表した。この方針に則して、政府・与党において自衛隊派遣等に関する検討が行われ、12月27日、国家安全保障会議及び閣議において、「中東地域における日本關係船舶⁴の安全確保に関する政府の取組について」が決定された。本閣議決定は、我が国独自の取組として、①中東の緊張緩和と情勢の安定化に向けた更なる外交努力、②關係業界との綿密な情報共有をはじめとする航行安全対策の徹底、③情報収集態勢強化のための自衛隊の艦艇及び航空機の活用について、政府一体となった総合的な施策を關係省庁が連携して実施することとした。これを受けて、防衛省・自衛隊において所要の準備が進められ、2020年1月10日、河野防衛大臣は情報収集活動の実施について発令した。

（2）自衛隊による情報収集活動

本閣議決定では、「中東地域においては、日本關係船舶の防護の実施を直ちに要する状況にはないものの、中東地域で緊張が高まっている状況を踏まえると、日本關係船舶の安全確保に必要な情報収集態勢を強化することが必要である」とされ、「我が国から中東地域までの距離、この地域における活動実績⁵及び情報収集に際して行う各国部隊・機関との連携の重要性を勘案し、自衛隊による情報収集活動を行うこととする」とされている。当該活動の基本的な実施方針⁶の概要は以下のとおりである。

ア 法的根拠

自衛隊による情報収集活動は、不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応としての海上警備行動⁷に関し、その要否に係る判断や発令時の円滑な実施に必要であることから、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第18号⁸の規定に基づき

³ 防衛大臣臨時記者会見（2019年10月18日）〈https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2019/1018b_r.html〉

⁴ 「日本籍船及び日本人が乗船する外国籍船のほか、我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船又は我が国の積荷を輸送している外国籍船であって我が国国民の安定的な経済活動にとって重要な船舶をいう」とされている。

⁵ 自衛隊は、2009年3月以来、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処のための行動を実施している。

⁶ 「その詳細は、防衛大臣の命令に定めることとする」とされている。

⁷ 海上警備行動の法的性質は警察作用であるとされ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第82条において、「防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる」と定められている。

⁸ 防衛省の所掌事務の一つとして「所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと」と定められている。

実施する。同号に基づく自衛隊の活動に当たり、閣議決定は法律上の要件ではないが、上記（１）①～③の取組について、政府一体となった総合的な施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、閣議決定を行う。

イ 収集する情報

日本関係船舶の航行の安全に直接影響を及ぼす情報その他の航行の安全確保に必要な情報を収集する。河野防衛大臣は、「今般の情報収集活動は、沿岸海域を航行する船舶の種類、船籍、位置、針路、速力等を確認することにより、不審船の存在あるいは不測事態の兆候といった船舶の航行の安全に影響を及ぼすことがありうるような情報等の確認・収集が目的である」とし、「活動海域を航行するあらゆる船舶が情報収集活動の対象になり、特定の国の船舶を対象から外すことは考えていない」旨答弁している⁹。

ウ 装備

護衛艦（回転翼航空機を搭載する。）を新規に１隻派遣する¹⁰とともに、ソマリア沖・アデン湾において海賊対処行動に現に従事する固定翼哨戒機P-3C2機を活用する¹¹。

エ 活動の地理的範囲

オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の３海域の公海（沿岸国の排他的経済水域を含む。）¹²とし、護衛艦が補給等を行う場合には、当該３海域に面する港に寄港するものとする。

オ 不測の事態¹³の発生など状況が変化する場合への対応

自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、自衛隊法第 82 条の規定に基づき、海上警備行動を発令して対応する¹⁴。当該発令に際しては、今般の閣議決定とは別の閣議決定が必要となるが¹⁵、迅速な意思決定に努めることとする。

海上警備行動に際してとり得る措置は、旗国主義の原則をはじめとする国際法を踏まえ¹⁶、保護対象船舶が日本籍船か外国籍船かの別、侵害の態様といった個別具体的な状況

⁹ 第 200 回国会閉会後参議院外交防衛委員会会議録第 1 号（令 2.1.17）

¹⁰ 2020 年 2 月 2 日、護衛艦「たかなみ」が出港し、2 月下旬に情報収集活動が開始できるよう調整が行われる。

¹¹ 2020 年 1 月 11 日に出国した P-3C は、同月 20 日に情報収集活動を開始している。なお、P-3C による情報収集活動については、海賊対処行動に支障を及ぼさない範囲で実施される。

¹² 河野防衛大臣は、「海域が非常に広大であり、自衛隊による情報収集活動を効率的に行う必要があること、（ホルムズ海峡の）分離通行帯はイラン、オマーンを含む沿岸国の領海内であり、領海における船舶の安全な航行の確保は沿岸国が大きな役割・責任を持つこと、領海内における情報収集活動は無害通航に該当しないと沿岸国から主張されうること、ペルシャ湾・ホルムズ海峡の情報は沿岸国や米国を含む関係各国との意思疎通を通じて一定の情報収集が可能であることを勧案した」旨答弁している（第 200 回国会閉会後衆議院安全保障委員会会議録第 9 号（令 2.1.17））。

¹³ 防衛省は、「侵害行為が発生するなど、航行の安全に危険が生ずるような場合を想定している」旨答弁している（第 200 回国会閉会後衆議院安全保障委員会会議録第 9 号（令 2.1.17））。

¹⁴ 河野防衛大臣は、海上警備行動による保護の対象は日本関係船舶である旨答弁している（第 201 回国会参議院予算委員会会議録第 1 号（令 2.1.29））。また、海上警備行動発令時の活動範囲について、「（情報収集活動が実施される 3 海域以外の）海域を排除していないが、領海あるいは公海における対応の内容は変わってくる」とし（第 200 回国会閉会後衆議院安全保障委員会会議録第 9 号（令 2.1.17））、「ホルムズ海峡をタンカーが主に通る分離通行路はオマーンの領海であり、領海内は沿岸国が責任を持つので、その沿岸国の事前の了承なしに海上警備行動を取ることはできない」旨答弁している（第 201 回国会参議院予算委員会会議録第 1 号（令 2.1.29））。

¹⁵ 第 200 回国会閉会後参議院外交防衛委員会会議録第 1 号（令 2.1.17）

¹⁶ 河野防衛大臣は、「公海上における外国船籍の防護について、国際法上、一般的には当該船舶への排他的管

に応じて対応することとなる。河野防衛大臣は、「公海上で日本船籍に対する侵害行為が発生した場合、自衛隊法第 93 条¹⁷第 1 項において準用する警察官職務執行法第 7 条¹⁸に基づき、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器の使用が認められる。国際法上も、これを排除するためにほかに適当な手段がない場合に、このような武器の使用が認められる」とする一方、(日本船籍でない)日本関係船舶の場合には「呼びかけや近接といった実力の行使を伴わない措置を行うことができるし、外国船籍の場合にも、通報あるいは人命救助といった人道上必要とされる措置は行い得る。船舶の旗国主義は国際法で定められているので、仮に我が国が特措法を制定したとしても、国内法で国際法を上書きすることはできないので措置は同じにとどまる」旨答弁している¹⁹。

カ 諸外国等との連携

我が国は中東地域の航行の安全に係る特定の枠組みには参加せず、自衛隊の情報収集活動は我が国独自の取組として行うものであるが、諸外国等と必要な意思疎通や連携を行う。河野防衛大臣は、「有志連合(海洋安全保障イニシアティブ)に加わることは考えておらず、有志連合との情報共有は今のところ考えていない」旨答弁している²⁰。

キ 自衛隊の活動期間と閣議決定、国会報告

本閣議決定に基づく自衛隊による活動を行うべき期間(訓練等の準備期間を含む)は、2019 年 12 月 27 日から 2020 年 12 月 26 日までとし、自衛隊による活動を延長する必要があると認められる場合には、再度閣議決定を行う。自衛隊による活動が必要と認められなくなった場合²¹には、その時点において当該活動を終了するほか、情勢に顕著な変化があった場合は、国家安全保障会議において対応を検討する。なお、本閣議決定(これを変更する場合を含む。)及び当該活動が終了したときはその結果を国会に報告する。

2. 防衛関係費²²

(1) 防衛大綱・中期防 2 年度目の防衛力整備

2020 年 1 月 20 日に閣議決定された令和 2 年度(2020 年度)一般会計予算では、防衛関係費として対前年度比 1.1% (559 億円) 増となる 5 兆 3,133 億円²³が計上された。これは防衛関係費として過去最高額であり、第 2 次安倍内閣発足後に初めて編成された 2013 年度予算以降、8 年連続の増額となった。中期防では、計画期間中の各年度の予算編成に伴

轄権を有する旗国がその責任の下に行うべきという旗国主義の考えに基づいて対処することが基本になる」旨答弁している(第 200 回国会閉会後参議院外交防衛委員会会議録第 1 号(令 2.1.17))。

¹⁷ 海上警備行動時の自衛官の権限について定めている。

¹⁸ 警察官の武器使用について定めている。

¹⁹ 第 201 回国会衆議院予算委員会会議録第 2 号(令 2.1.27)

²⁰ 第 200 回国会閉会後参議院外交防衛委員会会議録第 1 号(令 2.1.17)。なお、パーレーンの米中央海軍司令部に海上自衛官 1 名が派遣され、2020 年 1 月 16 日から連絡員として活動を開始している。

²¹ 河野防衛大臣は、「日本関係船舶の航行の安全に特段の懸念を抱く必要がない状況になったということを経済として総合的に判断する」旨答弁している(第 201 回国会参議院予算委員会会議録第 2 号(令 2.1.30))。

²² 「2. 防衛関係費」の金額は、特に記載がある場合を除き、当初予算ベースかつ歳出ベース(装備品取得等の事業について当該年度に支払われる額の合計)である。なお、2020 年度の防衛関係費の詳細については、水間紘史・佐久間惇「2020 年度防衛関係費の概要」『立法と調査』No. 420 (2020. 2)を参照されたい。

²³ SACO 関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分、新たな政府専用機導入に伴う経費、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」に係る経費(以下「SACO 関係経費等」という。)を含む。

う防衛関係費について、おおむね 25 兆 5,000 億円程度を目途とされているところ、2020 年度は中期防対象経費²⁴として 5 兆 688 億円（対前年度 1.2%²⁵（618 億円）増）が計上されている²⁶。

2020 年度の歳出化経費²⁷は 1 兆 9,336 億円²⁸（対前年度 4.9%（905 億円）増）であり²⁹、物件費（事業費）の総額 2 兆 9,262 億円³⁰の 66.1%を占めている。また、新規後年度負担³¹は 2 兆 4,050 億円³²（契約ベース³³、対前年度 0.2%（37 億円）増）と歳出化経費を大きく上回っており、将来にわたる歳出化経費を押し上げるとの指摘がなされている³⁴。

（２）在日米軍関係経費

2020 年度予算における在日米軍関係経費は、「在日米軍の駐留に関連する経費」³⁵として防衛省関係で 3,993 億円（内訳は（i）在日米軍駐留経費負担（いわゆる思いやり予算）1,993 億円、（ii）施設借料・周辺対策等で 2,000 億円）、このほか（iii）SACO 関係経費 138 億円、（iv）米軍再編関係経費 1,799 億円となっている。（i）、（iii）及び（iv）のうち、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定³⁶による負担は 1,623 億円となっている。

我が国は、1987 年以降、日米地位協定において米側に負担義務がある経費の一部について、同協定の特則を定める特別協定を締結した上で負担してきた。現行の特別協定の効力存続期間は 2021 年 3 月末日までである。これまで米国側はトランプ大統領を始め、複数の政府高官が日本側の負担増に言及している旨報じられている³⁷、安倍総理はトランプ大統領に対し「在日米軍駐留経費について、我が国は適切に負担していることを説明してきた」旨答弁し、茂木外務大臣は「現時点で、新たな特別協定に関する交渉は日米間では行われていない」旨答弁している³⁸。また、河野防衛大臣は「おそらく今年の秋口くらいから交渉が始まることになろうかと思う」旨発言している³⁹。

²⁴ 中期防対象経費に S A C O 関係経費等は含まれない。

²⁵ 消費税影響額を除くと 1.1%増となる。

²⁶ なお、2019 年度予算（補正後）の防衛関係費 5 兆 6,748 億円のうち、中期防対象経費は 5 兆 4,175 億円とされている。

²⁷ 前年度（2019 年度）以前の契約に基づき、今年度（2020 年度）に支払われる経費をいう。

²⁸ S A C O 関係経費等を除く。2020 年度の歳出化経費の内訳は、維持費等（修理費等）8,320 億円、装備品等購入費 4,069 億円、航空機購入費 2,694 億円、艦船建造費等 1,373 億円、施設整備費等 1,196 億円、研究開発費 1,003 億円などとなっている。

²⁹ なお、2019 年度補正予算における防衛関係費の追加額 4,287 億円（S A C O 関係経費等を含む。）のうち、歳出化経費は 3,807 億円である。

³⁰ S A C O 関係経費等を除く。

³¹ 2020 年度の契約（原則 5 年以内）に基づき、翌年度（2021 年度）以降に支払われる経費をいう。

³² S A C O 関係経費等を除く。

³³ 装備品取得等の事業について、当該年度に締結する契約額の合計。

³⁴ 財政制度等審議会『令和 2 年度予算の編成等に関する建議』（2019 年 11 月 25 日）71 頁

³⁵ 防衛省関係予算のほか、他省庁分（基地交付金等）等がある。

³⁶ 正式名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（2016 年 4 月 1 日発効）。

³⁷ 『読売新聞』（令元.12.5）、『毎日新聞』（令 2.1.8）、『朝日新聞』（令 2.1.26）等

³⁸ 第 201 回国会衆議院予算委員会議録第 3 号（令 2.1.28）

³⁹ 防衛大臣記者会見（2020 年 1 月 21 日）〈<https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2020/0121a.html>〉

3. 宇宙領域における能力強化

宇宙空間は、情報収集や警戒監視機能の強化、軍事のための通信手段の確保等、近年は安全保障上も、その重要性が著しく増大している一方、宇宙利用国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進んでおり、衛星破壊実験や人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加、対衛星兵器の開発の動きを始めとして、持続的かつ安定的な宇宙空間の利用を妨げるリスクが存在しているとされる⁴⁰。

防衛大綱では、軍事力の質・量に優れた脅威に対する実効的な抑止及び対処を可能とするためには、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域と陸・海・空という従来の領域の組合せによる戦闘様相に適応することが死活的に重要になっており、領域横断作戦⁴¹を実現するため、新たな領域における能力を獲得・強化するとし、宇宙領域では、宇宙空間の状況を常時継続的に監視するとともに、機能保証や相手方の指揮統制・情報通信を妨げることを含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保し得るよう、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊を新編するとしている。また、宇宙領域における能力強化に際し、民生技術を積極的に活用するとともに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）等の関係機関や米国⁴²等の関係国との連携強化を図るとしている。

防衛省・自衛隊は、中期防に基づき、宇宙状況監視（SSA⁴³）体制の構築、宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力の向上、電磁波領域と連携した相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力の構築に取り組むこととしており、2020年度は航空自衛隊府中基地（東京都）に「宇宙作戦隊（仮称）」（定員約20名）を新編し、SSAシステムの運用⁴⁴に向けた各種取組を推進するとともに、SSA衛星⁴⁵及びSSAレーザ測距装置⁴⁶の導入に係る取組を進める⁴⁷。また、2020年度打上げ予定のJAXAの先進光学衛星（ALOS-3）に、防衛省が試作する衛星搭載型2波長赤外線センサを相乗り搭載する⁴⁸。

なお、政府は、宇宙空間での防衛力強化を図るため、航空自衛隊を「航空宇宙自衛隊」⁴⁹に改称することを検討している旨報じられている⁵⁰。

⁴⁰ 国家安全保障戦略（2013年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定）8頁

⁴¹ 全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させるもの。

⁴² 2019年4月19日の日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）共同発表では、「双方は、宇宙状況監視（SSA）に係る協力の利益を認識するとともに、日本によるディープ・スペース・レーダーの開発及び2023年の打ち上げが予定される日本の準天頂衛星システムへの米国が提供するSSAペイロードの搭載の機会を強調した」とされている。

⁴³ Space Situational Awarenessの略称。

⁴⁴ 宇宙基本計画（2016年4月1日閣議決定）の工程表（2019年12月13日宇宙開発戦略本部決定）では2023年度（以降）に運用開始とされている（同工程表21「宇宙状況把握」）。

⁴⁵ 静止衛星軌道にあるXバンド防衛通信衛星等の周辺を飛ばすデブリや不明物体の特性を把握するための宇宙設置型光学望遠鏡。

⁴⁶ 地上設置型で、低軌道の人工衛星との距離を計測する。

⁴⁷ 宇宙基本計画工程表21「宇宙状況把握」

⁴⁸ 宇宙基本計画工程表37「JAXAと防衛省との連携強化」

⁴⁹ 安倍総理は、自衛隊高級幹部会同（2019年9月17日）における訓示の中で、「来年、航空自衛隊に「宇宙作戦隊」を創設します。いわば、航空宇宙自衛隊への進化も、もはや夢物語ではありません」と述べている（https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2019/0917kunji.html）。

⁵⁰ 『読売新聞』（令2.1.5）、『産経新聞』（令2.1.6）、『東京新聞』（令2.1.6）等

4. 総合ミサイル防空能力

「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」⁵¹及び「中期防衛力整備計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」⁵²において、弾道ミサイル対処能力や防空能力の総合的な向上を図ることとしたことに加え、2015 年 4 月に策定された『日米防衛協力のための指針』においても、防空及びミサイル防衛を一体とした措置につき、日米両国で協力して取り組むこととされたことから、防衛省・自衛隊は、自衛隊の防空及びミサイル防衛の統合の在り方、常時即応体制の強化に必要な装備体系等について調査研究⁵³を実施してきた。

防衛大綱・中期防では、弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を局限するため、ミサイル防衛に係る各種装備品に加え、従来、各自衛隊で個別に運用してきた防空のための各種装備品も併せ、一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的に我が国全土を防護するとともに、多数の複合的な経空脅威にも同時対処できる能力を強化するとしており、陸上自衛隊において地対空誘導弾部隊、弾道ミサイル防衛部隊（2 個隊を新編）⁵⁴、海上自衛隊においてイージス・システム搭載護衛艦⁵⁵、航空自衛隊において地対空誘導弾部隊を保持し、これらを含む総合ミサイル防空能力を構築するとしている。

陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）は、イージス艦（BMD⁵⁶対応型）のミサイル防衛システム（イージス・システム）⁵⁷を陸上に配備した装備品であり、2017 年 12 月 19 日の閣議決定⁵⁸により 2 基を導入し、陸上自衛隊において保持することとされていたが⁵⁹、中期防においてもその整備について明記された。政府は、イージス・アショアの運用開始について、「2019 年度から約 5 年間で本体⁶⁰やレーダー⁶¹を製造した後、性能確認や設置等の作業をできる限り速やかに行う予定であるが、具体的な運用開始時期については、米国との調整の状況等にもよるものであるため、現時点において答えることは困難である」旨答弁している⁶²。

防衛省は、シミュレーション分析の結果、イージス・アショアで我が国全域を防護するためには、日本海側に配置すること、秋田県付近と山口県付近に配置することが必要であり、イージス・アショアの配備先として、陸上自衛隊新屋演習場（秋田県秋田市）及び同

⁵¹ 2013 年 12 月 17 日国家安全保障会議決定・閣議決定

⁵² 2013 年 12 月 17 日国家安全保障会議決定・閣議決定

⁵³ 令和 2 年度（2020 年度）予算では、「総合ミサイル防空の在り方に関する調査研究」に要する経費として 0.5 億円（契約ベース）が計上されている。

⁵⁴ イージス・アショアを運用する部隊とされている。

⁵⁵ BMD に対応可能なイージス艦は現在 6 隻が運用されている。7 隻目の「まや」は 2020 年 3 月、8 隻目の「はぐろ」は 2021 年 3 月にそれぞれ就役予定とされている（『読売新聞』（令 2. 1. 19））。

⁵⁶ Ballistic Missile Defense（弾道ミサイル防衛）の略称。

⁵⁷ レーダー、指揮通信システム、迎撃ミサイル発射機等で構成される。

⁵⁸ 『弾道ミサイル防衛能力の抜本的向上について』

⁵⁹ 防衛省は「イージス・アショアについては、これは陸上に迎撃用の装備品を固定的に装備するもので、平素の施設警備についても高い能力が必要となることも踏まえて、イージス・アショアを担当する自衛隊を陸上自衛隊としている」旨答弁している（第 197 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 3 号 3 頁（平 30. 11. 22））。

⁶⁰ 取得について、2019 年 4 月に 1,382 億円で契約が締結されている。

⁶¹ 取得について、2019 年 10 月に 350 億円で契約が締結されている。

⁶² イージス・アショアに関する質問に対する答弁書（内閣衆質 198 第 107 号、平 31. 4. 2）

むつみ演習場（山口県萩市・阿武町）を候補地とし、電波環境調査を始めとする各種調査を実施したが、2019年5月の地元自治体への説明資料に誤りがあることなどが判明した。防衛省は、防衛副大臣を本部長とする「イーグリス・アショア整備推進本部」を設置し、省内の体制の抜本的な強化を図ったほか、再調査の上、地元自治体への再説明を行うこととした。政府は、東北地方の配備候補地に関し、新屋演習場を含む20か所の国有地⁶³について、ゼロベースで公平に検討していくこととし⁶⁴、検討の前提となる再調査を実施している。一方、むつみ演習場に関し、2019年12月、山本防衛副大臣は山口県庁において再調査の結果を踏まえた再説明を行い、他の国有地も含めて検討を行った結果、同演習場のみが配備候補地としての基本的な条件を満たし、具体的な対策を講じることにより、安全に配備・運用できる旨説明した⁶⁵。

5. 普天間飛行場移設問題

（1）辺野古沿岸部の埋立承認の撤回をめぐる訴訟

2018年7月27日、翁長沖縄県知事（当時）は普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認⁶⁶の撤回を表明し、埋立承認に際しての留意事項に基づく事前協議を行わずに沖縄防衛局が工事を開始したこと、承認後に軟弱地盤や活断層が見つかったこと、承認後に策定した環境保全対策に問題があること等を理由として、沖縄防衛局に対し公有水面埋立承認取消通知書を同月31日に発出した。8月8日に翁長知事が急逝し、9月30日に沖縄県知事選の投開票が行われた結果、辺野古移設に反対する玉城デニー前衆議院議員が当選し、埋立承認の撤回が維持された⁶⁷。

防衛省（沖縄防衛局長）は2018年10月17日、埋立承認の撤回に対し、行政不服審査法に基づく不服審査請求及び執行停止を石井国土交通大臣（当時）に申し立てたところ、同月30日、同大臣が執行停止を決定し⁶⁸、11月1日、工事が再開された。

2019年4月5日には、国土交通大臣が埋立承認取消しを取り消す旨の裁決を行った。これに対し、沖縄県は、同月22日、国地方係争処理委員会に対して、国土交通大臣が当該裁決を取り消すべきであるとの勧告を求める審査申出書を提出したが、6月17日、国地方係

⁶³ 2019年5月の防衛省の秋田県・秋田市説明用資料では、配備候補地となり得るか検討した国有地として、新屋演習場を含む20か所が記載されている。

⁶⁴ イーグリス・アショアの配備候補地選定に関する質問に対する答弁書（内閣衆質 200 第 180 号、令元. 12. 17）

⁶⁵ これに対し、藤道萩市長は、調査結果及び検討結果について市独自で検証する必要があること、「新屋配備地の変更の可能性があるうちは」、むつみ演習場への配備について判断することはできない旨発言した。また、花田阿武町長は、むつみ演習場への配備を断念してもらいたい旨発言した（山口県「防衛副大臣の県庁訪問について」〈https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10900/cms2018_015507/201912230001.html〉）。

⁶⁶ 2013年12月、仲井眞知事（当時）により、辺野古沿岸部の埋立承認が行われた。2015年10月、翁長知事（当時）により、承認手続に法的瑕疵があったとして埋立承認の取消処分が行われたが、国と県との訴訟において、最高裁判所は当該処分が違法であるとの判断を示し、国側の勝訴が確定した（2016年12月）。

⁶⁷ 2019年2月24日、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票が行われた結果、反対が434,273票（有効投票総数の72.2%）となり、投票資格者総数（1,153,600）の4分の1を超えた（37.6%）ため、条例上、知事には投票結果の尊重義務が生じる。

⁶⁸ その後、普天間飛行場移設問題に関する政府と沖縄県との集中協議を経て、2018年11月29日、沖縄県は国土交通大臣の執行停止決定を不服として国地方係争処理委員会に審査申出書を提出したが、2019年2月18日、国地方係争処理委員会は、当該決定は同委員会が審査すべき国の関与には当たらず、審査対象に該当しないとして、沖縄県の申出を却下した。

争処理委員会は、当該採決は同委員会が審査すべき国の関与には当たらず、審査対象に該当しないとして、沖縄県の申出を却下した。これを受け、沖縄県は、国土交通大臣が行った裁決の取消しを求め、7月17日、地方自治法に基づく違法な国の関与の取消訴訟を提起したほか、8月7日には、行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟を提起した。関与取消訴訟の高裁判決⁶⁹において沖縄県の訴えは退けられ、10月30日、沖縄県は最高裁判所に上告受理申立てを行った。

(2) 埋立海域への土砂投入、地盤に係る設計・施工の検討

2018年12月3日、沖縄防衛局は埋立用の土砂を地元企業の栈橋から輸送船に積み込む作業を開始した。沖縄県は、沖縄防衛局による行政不服審査請求・執行停止申立てが違法であること等を主張し、工事を中止するよう行政指導を行ったが、沖縄防衛局はこれに応じず、同月14日、埋立海域への土砂投入作業を開始した。

2019年3月、防衛省は、2014年度以降実施してきた、埋立海域におけるボーリング調査の結果を踏まえた、護岸等の構造物の安定性等についての検討結果を参議院予算委員会理事會に提示した。同検討結果によると、当初の想定よりも護岸等の安定性及び沈下に影響すると考えられる地層が確認され、地盤改良工事が必要であるものの、一般的で施工実績が豊富な工法により地盤改良工事を行うことによって、護岸や埋立て等の工事を所要の安定性を確保して行うことが可能であることを確認したとされている。沖縄防衛局は、この検討結果を踏まえつつ地盤改良等の具体的な設計等の検討を進めており、今後、地盤改良工事の追加に伴い、沖縄県に対して設計変更承認申請を行うこととなる。

2019年9月、防衛省は、護岸や埋立地等の設計・施工・維持管理を合理的なものにするため、技術的・専門的見地から、客観的に有識者からの提言・助言を得るべく、土木工学等の有識者から成る「普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会」を設置した。12月に開催された第3回会合において、沖縄防衛局はこれまでの検討結果として、計画変更後、工事着手から工事完了までに9年3か月、提供手続完了までに約12年を要し⁷⁰、経費の概略として約9,300億円⁷¹が必要であることを示した⁷²。

(みやざき まさし)

⁶⁹ 2019年10月23日福岡高等裁判所那覇支部判決

⁷⁰ 日米両政府が策定した「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」(2013年4月)では、工事着手から工事完了までに5年、提供手続完了までに8年要すると見込まれ、普天間飛行場の返還時期について「2022年度又はその後に返還可能」とされていた。

⁷¹ 2014年3月、小野寺防衛大臣(当時)は「少なくとも3,500億円以上と見込んでいる」旨答弁していた(第186回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号17頁(平26.3.13))。

⁷² 第201回国会衆議院本会議録第2号(令2.1.22)(安倍総理答弁)、『読売新聞』(令元.12.26)等